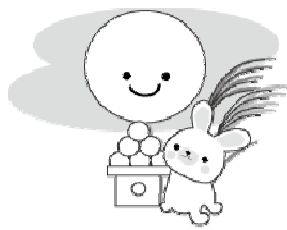


健保組合からのお知らせ

平成28年9月

兵庫県運輸業健康保険組合



短時間労働者に対する適用拡大にかかる 事務の取扱い

本年10月1日から、特定適用事業所に勤務する短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険の適用対象となりますので、該当する方は被保険者資格取得の手続きが必要です。


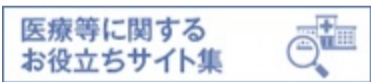
- 1 特定適用事業所とは、同一事業主（法人番号が同一）の事業所の被保険者数（短時間労働者を除く）の合計が、1年で6ヵ月以上500人を超えることが見込まれる事業所
- 2 短時間労働者とは、勤務時間、勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で「短時間労働者条件」～のすべてに該当する方

週の所定労働日数が20時間以上あること
雇用期間が1年以上見込まれること
賃金月額が8万8千円以上あること
学生でないこと
常時501人以上の事業所（特定適用事務所）に勤めていること

被扶養者でパート等の収入があり、この5つの要件すべてに該当する方は、パート等の勤務先の健康保険に加入することになりますので、「被扶養者（異動）届」により抹消の手続きをしてください。

ジェネリック医薬品の使用促進通知について

平成28年1月から平成28年6月までの6ヵ月間に慢性疾患で受診されており、薬剤費が500円以上安くなると思われる被保険者及びご家族に対して、ジェネリック医薬品の使用促進の案内を10月下旬にご自宅に送付いたしますので、ジェネリック医薬品の使用について、医師または薬剤師にご相談ください。

当組合のホームページの  からジェネリック利用医療機関、ジェネリック医薬品の検索ができます。また、  からジェネリック医薬品の取扱い薬局が検索できますので、医療費の自己負担を減らす為にも、是非ジェネリック医薬品を使用しましょう。

夏期プール・海の家終了のお知らせ

今年度の夏期プール・海の家は終了いたしました。冬期アイススケートの利用案内は11月頃を予定しています。